

# 公益財団法人兵庫県青少年本部定款

(沿革) 平成29年4月1日一部改正  
令和3年4月1日一部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人兵庫県青少年本部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年を取り巻く今日的な課題解決に向けた先導的・専門的な事業を通して、行政や民間との協働による多様な青少年健全育成活動を推進し、明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多様な活動主体と連携した協働事業の推進
- (2) 青少年の生きる力を育む先駆的な体験活動の推進
- (3) 課題を抱える青少年への専門的な支援
- (4) 新たな社会問題に即応する事業の推進
- (5) 青少年活動の展開を支える基盤の充実
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、兵庫県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第26条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式の権利行使等の制限)

第10条 この法人が保有する租税特別措置法第40条（昭和32年法律第26号）第1項後段の適用を受けた株式（出資を含む。以下同じ。）について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主等（出資者を含む。以下同じ。）としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布資料の受領

(会計原則等)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

## 第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、理事会又は評議員が原案を作成した上で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第

195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 評議員のうち、この法人の理事のいずれか1人と親族等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）の関係にある者の合計数又は評議員のいずれか1人及びその親族等の合計数が、それぞれ評議員の総数の3分の1を超えないものであること。また、評議員には、この法人の監事及びその親族等が含まれてはならない。

(2) 評議員のうち、他の同一の団体（公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）を除く。）の次のいずれかに該当する者（以下「同一団体役員等」という。）の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

## 第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する費用弁償の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第 20 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第 21 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は評議員会の決議に評議員として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 評議員、理事及び監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、法人法第 194 条第 1 項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名する 2 名の評議員は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会への報告の省略)

第 24 条 法人法第 195 条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会運営規則)

第 25 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第 6 章 役員

(役員を設置)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3 名以内を業務執行理事とする。

4 第 2 項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事及び監事の構成)

第 28 条 前条で理事及び監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 理事のうち、理事のいずれか 1 人及びその親族等の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(2) 監事には、この法人の理事及びその親族等、評議員及びその親族等並びにこの法人の使用人(第 37 条に規定する事務局職員をいう。以下「事務局職員」という。)が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族等の関係があってはならない。

(3) 理事又は監事のうち、同一団体役員等の合計数が理事又は監事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

4 監事は、評議員会に出席することができる。また、必要があるときは意見を述べることができる。

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。  
(役員解任)

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会が定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除又は限定)

第 33 条の 2 この法人は、法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額（法人法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項に規定する最低責任限度額をいう。以下同じ。）を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等（法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項に規定する非業務執行理事等をいう。以下同じ。）に係る前項の賠償責任について、当該非業務執行理事等が善意でかつ重大な過失がない場合には、最低賠償責任限度額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事等と締結することができる。

## 第 7 章 会長及び顧問等

(会長)

第 34 条 この法人に会長を置くことができる。

2 会長は、この法人の業務の決定その他の権限を有しない。

3 会長は、理事会の決議によって選任し、評議員会の承認を経て、理事長が委嘱する。

4 会長は、無報酬とする。

(顧問)

第 35 条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、3 名以内とする。

3 顧問は、この法人の業務に関する基本的事項について、理事長に意見を述べ、又は助言することができる。

4 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

5 顧問は、無報酬とする。

(会員)

第 36 条 この法人に会員を置くことができる。

2 会員は次の 3 種とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉賛助会員

- 3 会員は、この法人の目的に賛同し、その発展のために支援するものとする。
- 4 正会員及び賛助会員は、毎年会費を納めなければならない。
- 5 理事長は、正会員会を設置し、意見を求めることができる。
- 6 前各号に掲げるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(事務局)

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議に基づき理事長が任免する。
- 4 その他の事務局職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第 8 章 理事会

(構成)

第 38 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 40 条 理事会は、定時理事会として毎年度 6 月と 3 月に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

2 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集をしたとき。
- (4) 法人法第 197 条において準用する法人法第 101 条第 2 項及び第 3 項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 41 条 理事会は、理事長が招集するものとする。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条同項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた理事が理事会を招集する。
- 3 理事長又は前項の理事会で定めた理事は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第45条 法人法第197条において準用する法人法第98条の要件を満たしたときは、理事会への報告があったものとみなす。

2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告には適用しない。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)



第 51 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神戸市において発行する神戸新聞に掲載する方法による。

## 第 11 章 補則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、栗原高志とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩田隆男

齋藤富雄

坂本津留代

高木慶子

塚本哲夫

中村留美

永田萌

速水順一郎

山田明良

5 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

### 附 則

この定款変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この定款変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	金額等
投資有価証券等	取得価額 55,400,000 円